

当協会の労務顧問である社労士の糀谷先生に、トラック運送事業に役立つコラムをお願いすることとなり、この4月から「人事・労務Q & A」と題し毎月掲載することとなりましたのでご期待ください。なお、労務相談があればお気軽に協会までご連絡ください。

Q. トラックの整備をする時間は、労働時間でしょうか？

A. トラックの整備をする時間が、労働時間か？という質問ですが、これは、言い換えると「トラックの整備をする時間に賃金を支払う必要はあるのか？」というご質問だと思います。

実は、「労働時間」の定義に関しては、労働条件の最低基準を定める労働基準法では、定められておりません。では、どのように定められているかという点、過去の裁判例の中で、決められています。三菱重工長崎造船所事件（最一小判平成12年3月9日）において労働時間というのは、「使用者の明示または黙示の指示によって、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」と定義されています。使用者の指揮命令下が労働時間だと定義づけされていますが、指揮命令下は、さらに明示と黙示に分けられています。

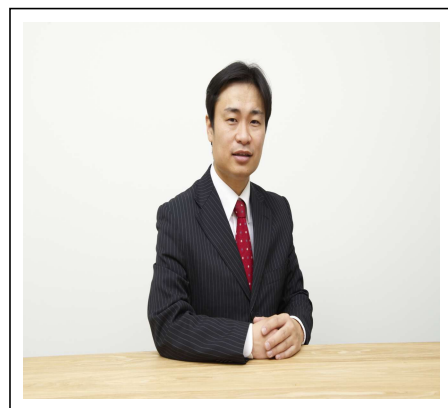
明示というのは、たとえば「トラックが、汚れているだろう。きれいに掃除しなさい」などということが該当し、この場合は間違いなく労働時間となります。

実務上、問題になるのは、黙示の指揮命令下かどうかということだと思われます。会社からは、言葉にして言っていない場合などです。この場合は、言葉にして言っていないくとも、トラックの整備をすることが業務を行う上で当然である場合は、労働時間と認定されると思われます。トラックの整備といっても、トラック周りや車内清掃、タイヤ交換、荷台の整理など、いろんなことがあるのですが、ポイントは、その整備を行うことが、業務を行う上で、必要不可欠ならば労働時間と認定される可能性が高くなります。

労働時間＝明示または黙示により、指揮命令下に置かれている時間

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回のセミナーを行う。